第 4808 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 9月 5日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 退職金を支給するとき

Q：退職金を支給する際の退職所得の金額の計算と源泉徴収は、どのようにしたらいいのですか？

A：源泉徴収は、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」により行います。特定の役員の退職金に対する退職所得の金額の計算をするときは注意が必要です。

【解説】

退職金に対する所得税の源泉徴収は、原則として、退職所得の金額を「退職所得の源泉徴収税額の速算表」に当てはめて計算した金額を徴収しますが、退職者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合は、退職金の額に20.42%を乗じた金額を徴収します。

①一般的な退職の場合

一般の退職所得の場合、退職所得の金額は次の算式で求めます。

一般の退職所得の金額＝(その年中の退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×1/2

【退職所得控除額】

・勤続年数が20年以下：40万円×勤続年数（１年未満端数切上げ）

・勤続年数が20年超：800万円＋{70万円×(勤続年数－20年)}

(注1)求めた金額が80万円未満の場合は、80万円とします。

②特定の役員等の退職所得の金額

特定の役員等の退職所得の金額は、一般の退職所得の金額の算式中、【×1/2】をしない金額になります。